

身体拘束の適正化のための指針

株式会社 マザー湘南

1. 事業所内における考え方

身体拘束は利用者の方の行動の自由を制限するものであり、尊厳のある生活を拒むものであるため、当事業所では安易な支援方法として身体拘束を選択することなく、全職員において身体拘束廃止に向けた意識を持ったうえで利用者支援に努める。

また、サービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を行わないこととする。

2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化検討委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも、身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束を行う。また、身体拘束を行った場合、その状況について経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。

【切迫性】利用者本人又は他利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること

【非代替性】身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法がないこと

【一時性】身体拘束による行動制限が一時的なものであること

3. 身体拘束等の適正化のための具体的取り組み

① 身体拘束等適正化検討委員会の設置

利用者への身体拘束等の廃止、必要最低限の実施のため、身体拘束等適正化委員会(以下「委員会」)を設置するものとする。委員会は定期的を開催し、検討事項としては主に下記の通りとする。

・身体拘束等の実施状況に関する事項

※現に身体拘束を実施する必要がある利用者、今後身体拘束を行う必要がある利用者ごとに検討

・3要件の確認

・職員研修に関する事項

・その他身体拘束等に関する事項

また、委員会での検討事項は記録し、委員会の結果について事業所全職員に周知徹底する。

② 身体拘束等の適正化に関する職員研修の実施

【研修実施方針】

- *利用者支援に関わる全職員に対し、利用者の権利擁護及び身体拘束の廃止のため、利用者ごとの特性を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束が発生するリスクを検討し、そのリスクを除くための職員理解を深める。
- *管理者・児童発達支援管理責任者・身体拘束等適正化検討委員が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技術の水準が向上する仕組みを作る。

上記指針に基づき、下記の通り職員研修を実施するものとする。

- ・新規採用時における研修の実施
- ・全職員に対する研修の実施（年1回以上実施）
- ・その他必要な研修の実施

(1)内部研修の実施

施設内研修の実施（不参加職員に対しても伝達研修を行い、全職員の周知徹底を行う）

(2)外部研修の受講

虐待防止・人権擁護研修の受講（全職員への伝達研修を行う）

4. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、身体拘束適正化委員会で身体拘束の適正化に向けた確認（3要件の具体的な再検討等）を行う。

5. 身体拘束発生時の基本方針

本人又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもと行う。

(1) 3要件の確認

切迫性・一時性・非代替性を満たす場合においてのみ身体拘束を行うこととし、安易な支援方法として身体拘束を選択することはない。

(2)身体拘束の取り扱い

緊急やむを得ず身体拘束を行う判断は、必ず担当職員個人の判断で行わず、管理者・児童発達支援管理責任者・身体拘束等適正化検討委員の判断のもと行う。また、身体拘束を行った場合は、必ず委員会に議題として取り上げ、適正化の検討を行う。

ベッド臥床時の4点柵の使用、腹臥位器とそのベルトの使用、座位保持装置等の使用とそのベルトやテーブルの使用等については個別支援計画に記載し、場面・目的・理由を明確にし行う。また、定期的に専門職によるモニタリングを行い、多職種で必要性・

妥当性を検討し、本人および家族の意見のヒヤリングを行う（重症心身障害児等において身体拘束に該当しない場合も含む）。また、送迎時における車椅子用シートベルトの使用において、事前に家族より同意書をいただいた上で行う。

(3)身体拘束の内容の記録

計画に記載なく緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な下記の事項を記載する。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

6. 利用者家族等に対する本指針の閲覧

本指針は、当事業所で使用するマニュアルに保管し、すべての職員が閲覧を可能とするほか、利用者本人やご家族が閲覧できるように事業所への掲示や事業所ホームページへ掲載する。

附 則

本指針は 令和4年12月1日より施行する